

# 公益財団法人笹川スポーツ財団 理事の職務権限規程

平成 25 年 3 月 21 日  
規 程 第 28 号

改正 平成 25 年 6 月 12 日 規程第 42 号

## 第 1 章 総 則

### (目的)

**第 1 条** この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）の定款第 23 条に基づき、財団の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この規程において、理事とは、代表理事たる理事長、業務執行理事たる専務理事及び常務理事並びに理事をいう。

### (法令等の順守)

**第 3 条** 理事は、法令、定款及び財団が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行して定款に定める財団の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第 2 章 理事の職務権限

### (理事)

**第 4 条** 理事は、理事会を組織し法令及び定款の定めるところにより、財団の業務の執行の決定に参画しなければならない。

### (理事長)

**第 5 条** 理事長の職務権限は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (専務理事)

**第 6 条** 専務理事の職務権限は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長を補佐し、財団の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

**(常務理事)**

**第7条** 常務理事の職務権限は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び専務理事を補佐し、財団の業務を執行する。
- (2) 理事長及び専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### 第3章 補 則

**(細則)**

**第8条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

**附 則** (平成25年3月21日 規程第28号)

この規程は、平成25年3月21日に施行し、平成25年4月1日から適用する。

**附 則** (平成25年6月12日 規程第42号)

この規程は、平成25年6月12日に施行する。